

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律
の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例等について、所要の規定の整備を行うこととする。(第4条、第4条の2関係)
- 2 この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)